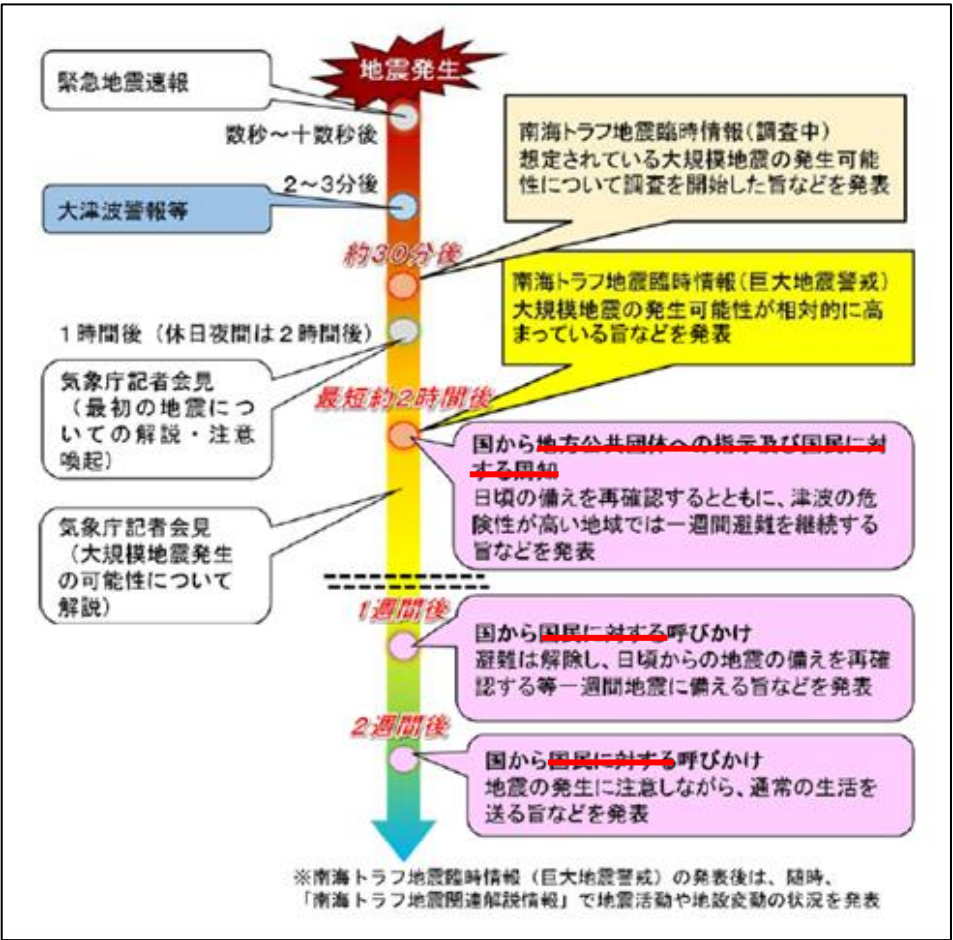


修正案	現 行														
第 6 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第 1 章 総則 第 1 節 趣旨 略 第 2 節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施 1 略 2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード^{6. 8}以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。 ○ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の 3 つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。 <table><tr><th>異常な現象に対する評価</th><th>発表される情報</th></tr><tr><td>(1) 半割れケース</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td></tr><tr><td>(2) 一部割れケース</td><td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td></tr><tr><td>(3) ゆっくり滑りケース</td></tr></table> 【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第 1 版】（令和 3 年 5 月（一部改定）、内閣府）】	異常な現象に対する評価	発表される情報	(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	(3) ゆっくり滑りケース	第 6 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 第 1 章 総則 第 1 節 趣旨 略 第 2 節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施 1 略 2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 ○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード^{6. 8}程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。 ○ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の 3 つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。 <table><tr><th>異常な現象に対する評価</th><th>発表される情報</th></tr><tr><td>(1) 半割れケース</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td></tr><tr><td>(2) 一部割れケース</td><td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td></tr><tr><td>(3) ゆっくり滑りケース</td></tr></table> 【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成 31 年 3 月、内閣府）】	異常な現象に対する評価	発表される情報	(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	(3) ゆっくり滑りケース
異常な現象に対する評価	発表される情報														
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）														
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）														
(3) ゆっくり滑りケース															
異常な現象に対する評価	発表される情報														
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）														
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）														
(3) ゆっくり滑りケース															

修正案



第2章 予防対策計画

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

- (1) 略
- (2) 計画等の内容

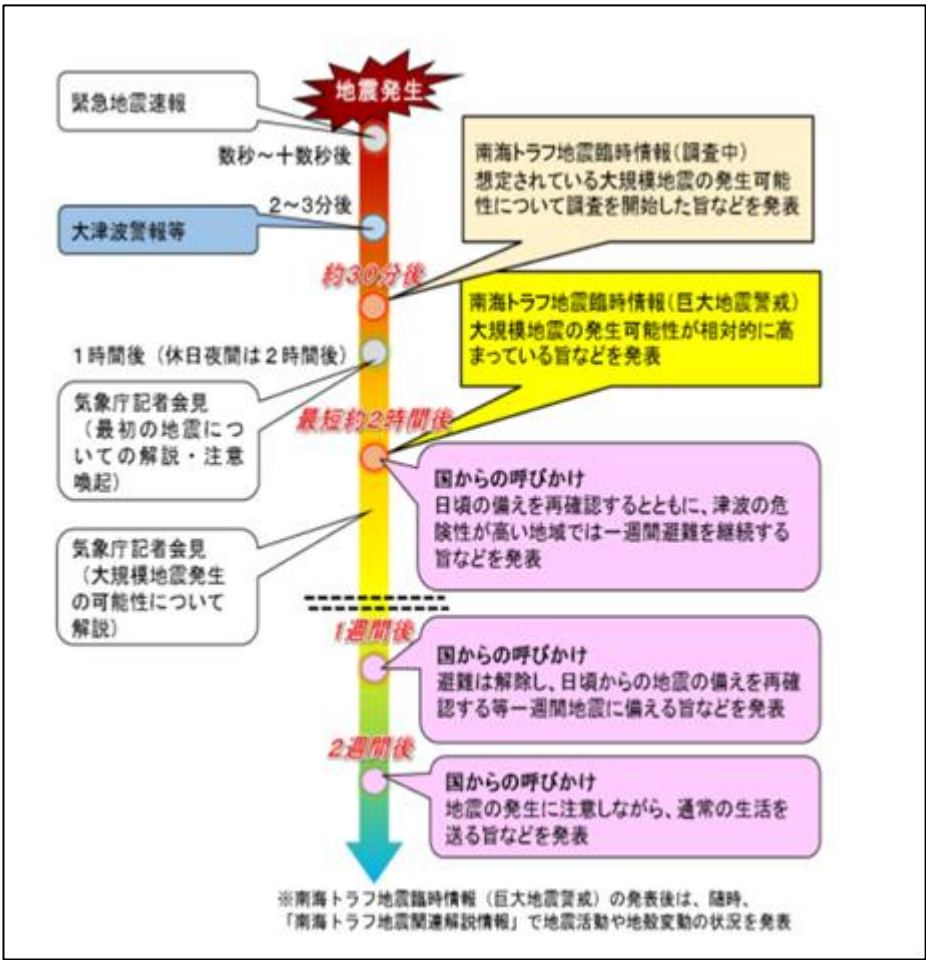
特定事業所等が作成する地震防災応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア～サ 略

2 略

現 行



第2章 予防対策計画

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

- (1) 略
- (2) 計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災対策応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア～サ 略

2 略

